

飯塚市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市教育長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 15 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

- 1 措置を講じた部署 教育部 教育施設課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

教育施設課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 伝票の切分けについて</p> <p>消耗品・医薬材料・原材料・記念品料契約事務取扱要領<予算執行伺書の金額が80万円超>によれば、80万円を超える消耗品については仕様書、参考見積書その他の書類を添付して予算執行に係る決裁を受け、契約課へ依頼しなければならないとされている。そして、150万円を超えるものについては、契約課において入札を行うものとされている。</p> <p>学校施設のプールに用いる薬剤である「ハイライト90GH」「ハイライトニューエースT」「PHフラッツS」については、そのすべてを同一の事業者から調達しており、かつ、令和7年4月から6月までの購入総額が2,720,300円であるところ、このうち2,532,200円分が令和7年5月29日に納品され、検収していた。しかしながら、同一日に納品され、検収したはずの薬剤に係る請求書が複数に分割され、結果として17件の支出負担行為兼支出命令書として起票、支出されていた。単価契約を締結した形跡もなく、かつ、契約課に入札を依頼することもなく、ほぼ同時期に150万円を超える金額の発注と納品がなされていることから、契約手続が適正に行われたとはいえない。</p> <p>プールの総容積が変動しないのならば、過去の実績から需要量を予測することは可能である。事務を効率化するためにも、一括して発注するなどの方法により、予算執行、業者選考の透明性向上に努めること。</p>	<p>学校プール薬剤の購入に関する契約事務については、11月10日に課内研修を行い、適正な事務執行を行うことを課内で確認し、事務の効率化を図るため、一括発注や単価契約を行う方法で業者決定することにより事務を改善する。</p>
<p>2 学校施設の目的外使用について</p> <p>(1) 「学校施設」の定義と廃校への適用について</p> <p>飯塚市立学校施設の目的外使用に関</p>	<p>(1) については、根拠規定を確認し、関係各課と協議を行いながら合法的に施設の使用料を決定し、徴収できるよ</p>

する条例(平成20年飯塚市条例第11号。以下「目的外使用条例」という。)第1条は、学校施設の定義を「飯塚市立小学校及び中学校の施設及び設備」としている。そして、飯塚市立小学校及び中学校とは、飯塚市立小学校設置条例(平成18年飯塚市条例第82号)別表又は飯塚市立中学校設置条例(平成18年飯塚市条例第83号)別表に定める学校のことをいう。

教育施設課が管理する旧飯塚市立第三中学校は、飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例(平成25年飯塚市条例第33号)の施行により、平成26年4月1日以降は市立中学校でなくなっている。したがって、同校の施設及び設備は目的外使用条例に規定する学校施設ということができず、同条例を根拠として使用料を決定することは適当でない。

さらに、使用料に関する事項は条例で定めなければならない(地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項)とされている以上、目的外使用条例の適用対象でない施設及び設備について、同条例の規定を類推適用して使用料を決定することはできない。

合法的に施設の使用料を決定し、徴収することができるよう、あらためて根拠規定を確認するほか、必要に応じて条例を改正すること。

(2) 使用料の還付について

飯塚市学校施設の目的外使用に関する条例施行規則(平成20年飯塚市教育委員会規則第7号。以下「目的外使用規則」という。)第7条によれば、既に納付した使用料の還付を受けようとする団体は、申請書を市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、団体から還付申請書の提出がないまま、キャンセル等により過誤納となった使用料により翌月以降に生じた使用料を減額する、「充当」処理をしていたものがあつた。目的外使用条例第11条本文にあるとおり、既に納付された使用料を還付しないという原則を採っている以上、「充当」処理をするためには、当該団体が既に納付した使用

う、条例改正も併せて適正な事務執行を行う。

(2)については、飯塚市学校施設の目的外使用に関する条例等関係規程に従い、適正な事務処理を行う。

<p>料に過誤納が含まれているという事実だけでなく、当該団体がその還付を求め、市長がそれを認めていることが前提となる。したがって、目的外使用規則第7条に定める申請書の提出がないままに「充当」することはできない。</p> <p>今後は、適正に処理すること。</p> <p>(3) 使用料の免除について</p> <p>市長は、目的外使用条例第12条各号に該当する場合に限り、使用料を免除することができる。そして、「学校施設目的外使用 事務の流れ(令和7年3月改定版。以下「マニュアル」という。)」2ページにおいては、原則として使用料を免除することができる団体を「Aランク」「Bランク」と呼称し、「Cランク」と呼称するものについては、原則として使用料を徴することとしている。</p> <p>しかしながら、指導者が有償で指導を行っているとして「Cランク」で登録されている団体を、使用許可の際に「Aランク」と判定し、使用料の免除を認めているものがあつた。</p> <p>使用料を徴収すべきものであれば、当該団体に請求すること。また、今後は適正に事務を行うこと。</p>	<p>(3)については、飯塚市学校施設の目的外使用に関する条例に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
<p>3 見積書について</p> <p>令和7年度に施工された設備設置工事については、飯塚市契約事務取扱要領に基づき、3者から見積書を徴していたが、提出された見積書を確認したところ3者のうち1者の見積書において見積金額を訂正した痕跡が見受けられた。</p> <p>見積書は公正な請負業者選定に際し最も基本となる書類で、見積書の提出後にその見積金額が訂正された場合、公正な業者選考に疑義が生じることから、見積金額の訂正は絶対に認めないこと。</p>	<p>見積書の提出の際に、相手方にしっかり注意事項を伝え、金額の訂正は不可である旨を注意喚起する。今後、見積書の内容が不明瞭な場合は、受け取らず再提出を求める対応を行う。今後、疑念を抱かれることがないように、契約事務取扱要領を遵守し、事務執行を行う。</p>